

5. 特に気をつけたい要指導医薬品・一般用医薬品

1) 胃腸薬に注意

胃腸薬にはヒゲナミンやストリキニーネ（いずれも禁止物質）を含有する生薬チョウジやホミカが成分として含まれているものがあります。ヒゲナミン（チョウジ）はベータ2作用薬、ストリキニーネ（ホミカ）は興奮薬として禁止され、検出されれば直ちに違反となります。胃腸薬を使う場合は禁止物質が含まれていないことを確認しましょう。

2) 滋養強壯薬に注意

滋養強壯薬には、禁止物質である蛋白同化薬（テストステロン）及びホルモンの関連物質を含む漢方薬、また、禁止物質であるストリキニーネ（ホミカ）が含まれているものがあります。そして、医薬品以外のいわゆる健康食品として、滋養強壯目的の錠剤やドリンク剤が多数市販されており、これらの中にテストステロン等の関連物質が含まれている可能性も否定できません。国スポーツ期間中に限らず、普段から使用しないようにしましょう。

*蛋白同化薬及び関連物質には、テストステロン、メチルテストステロンの他に、生薬成分である、海狗腎（カイクジン）、麝香（ジャコウ）、鹿茸（ロクジョウ）などがあります。

3) 毛髪・体毛用薬に注意

毛髪・体毛用塗り薬では、男性ホルモンが配合されているものがあり、禁止されています。国スポーツ期間中に限らず、普段から使用しないようにしましょう。

参考：一般用医薬品ではありませんが、円形脱毛症の場合には、糖質コルチコイドの内服が用いられることがあります。

4) 鎮咳去痰薬に注意

市販の鎮咳去痰薬に含まれるトリメトキノール、メトキシフェナミンは禁止物質とみなされます。また、生薬の南天実にはヒゲナミン（禁止物質）が含まれます。

5) 漢方薬に注意

漢方薬を構成する生薬には、それぞれたくさんの成分が含まれており、ひとつひとつの成分が禁止物質にあたるかどうか特定するのは困難です。漢方薬にも明らかに禁止物質を含むものがあり、例として、丁子、附子、細辛、南天実、呉茱萸などにはヒゲナミン、麻黄にはエフェドリンやメチルエフェドリン、プソイドエフェドリン、ホミカにはストリキニーネ、そして前述の滋養強壯薬には蛋白同化作用を示す成分が含まれています。また、半夏にも微量ですがエフェドリン類が含まれるので、注意が必要です。さらに名前が同じでも製造販売会社、原料の産地、収穫の時期などで成分が違ふことがあります。その他、カタカナ表記で西洋薬と間違えてしまうような漢方薬もあります。

○漢方薬のTUE申請について：一般的に漢方薬を使用しなくても疾患の治療が可能な場合が多く、TUE国際基準の付与基準に該当せず、承認されません。また、漢方薬が含有する禁止物質が特定できない場合TUE申請ができません。TUEは物質を申請して、その物質に対して治療使用特例が認められます。漢方薬の方剤名は物質名ではありませんので、方剤名でTUE申請はできません。

6) 風邪薬やのど飴に注意

多くの総合感冒薬（いわゆる風邪薬）には禁止物質のエフェドリンやメチルエフェドリン等が含まれ、また、のど飴には禁止物質のヒゲナミンが含まれているものもあるため、注意が必要です。

7) 口内炎用薬に注意

口内炎用薬には、競技会（時）に禁止される糖質コルチコイドを含む軟膏等が多いので注意が必要です。例えば、経口投与のトリアムシノロンのウォッシュアウト期間は10日です。

8) その他の注意する医薬品

○鼻炎用薬：市販の鼻炎用薬には興奮薬として禁止されるプソイドエフェドリンが配合されていることが多く、注意が必要です。

○鼻づまりの点鼻薬、点眼薬：ナファゾリン等の血管収縮剤は、点鼻・点眼を含む局所使用が許されていますが、何回も多量に使用して体内に吸収されると、アンチ・ドーピング規則違反が疑われる可能性があります。また、点鼻薬は連用により鼻づまりを悪化させる恐れがあります。

○アレルギーの内服薬：市販のアレルギー用薬には禁止物質が配合されていることがあるため、注意が必要です。